第3章 有害大気汚染物質調査結果

大気環境中における化学物質については、低濃度であるもののその長期暴露による健康影響が懸念されることから、有害大気汚染物質対策の推進を図るため大気汚染防止法が平成8年に改正され、地方公共団体は有害大気汚染物質のモニタリングに努めなければならないこととされた。

このため、平成9年度から環境省の「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、物質の有害性や大気環境濃度からみて健康リスクが高いと考えられる優先取組物質22物質のうち、測定可能な物質について調査を実施している。

平成21年度は、優先取組物質15物質及び重金属類5物質について調査を実施した。

〈調査地点・期間〉

調査地点:別府市、日田市、津久見市、中津市の計4地点

調査期間:平成21年4月~平成22年3月



番号	地域区分	調査地点	
1	- 一般環境	西部保健所	(日田市)
2		北部振興局中津事務所	(中津市)
3	固定発生源周辺	津久見市役所	(津久見市)
4	沿道	別府警察署	(別府市)

〈調査方法〉

調査各項目について、原則として毎月1回、各調査地点で、調査項目ごとに「有害 大気汚染物質測定方法マニュアル」に従ってそれぞれ採取、分析を行った。

各項目ごとの採取方法及び分析方法を表3-1に示す。

表3-1 採取方法及び分析方法

調査項目	採取方法	分析 方法
アクリロニトリル	キャニスター容器捕集	ガスクロマトグラフ
塩化ビニルモノマー	(予め約0.01kPaに減圧した	質量分析法
クロロホルム	6L容器に流速3ml/min程度に	
1,2-ジクロロエタン	調整したマスフローコントロ	
ジクロロメタン	ーラーを通して24時間かけ大	
テトラクロロエチレン	気を採取する。)	
トリクロロエチレン		
1,3-ブタジエン		
ベンゼン		
水銀及びその化合物	固体吸着(捕集管捕集)	加熱気化冷原子吸光法
	(携帯型ガス採取装置により	
	24時間吸引し、固体吸着剤に	
	採取する。)	
ニッケル化合物	フィルター捕集	誘導結合プラズマ
マンガン及びその化合物	(ハイボリウムエアサンプラ	質量分析法
クロム及びその化合物	ーにより24時間吸引し、フィ	
ベリリウム及びその化合物	ルターに捕集する。)	
ヒ素及びその化合物		
亜鉛及びその化合物		
バナジウム及びその化合物		
鉄及びその化合物		
カドミウム及びその化合物		
鉛及びその化合物		

(備考)試料採取口は、各調査項目とも地表より1.5~10mの高さに設置

〈調査結果〉

地点別の調査結果を表3-2に、環境基準の定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)についての環境基準達成状況を表3-3に示す。測定したすべての地点において、環境基準を達成し、指針値を満足した。

表3-2 平成21年度有害大気汚染物質調査結果

	調査地点名					
調査項目		f		固定発生源周辺 沿道]
		西部保健所	北部振興局 中津事務所	津久見 市役所	別府警察署	基準値等
	(単位)	(日田市)	(中津市)	(津久見市)	(別府市)	
1 ベンゼン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.89	0.86	_	1.4	3
2 トリクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.032	0.037	_	0.043	200
3 テトラクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.066	0.074	_	0.070	200
4 ジクロロメタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1.3	0.80	-	0.59	150
5 アクリロニトリル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.028	0.038	_	0.040	2(指針値)
6 塩化ビニルモノマー	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.027	0.024	_	0.027	10(指針値)
7 クロロホルム	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.12	0.16	_	0.14	18(指針値)
8 1,2-ジクロロエタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.17	0.24	_	0.20	1.6(指針値)
9 1,3-ブタジエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.10	0.072	-	0.18	2.5(指針値)
10 ニッケル化合物	(ng/m^3)	1.8	4.2	3.5	_	25(指針値)
11 クロム及びその化合物	(ng/m^3)	2.0	5.3	3.7	_	_
12 ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.6	2.3	3.7	_	_
13 ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0.032	0.032	0.025	_	_
14 水銀及びその化合物	(ng/m^3)	2.3	2.7	3.2	_	40(指針値)
15 マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	17	26	22	_	_
亜鉛及びその化合物	(ng/m^3)	_	1	60	-	_
バナジウム及びその化合物	(ng/m^3)	_	-	6.5	-	-
鉄及びその化合物	(ng/m^3)	_	1	680	ı	_
カドミウム及びその化合物	(ng/m^3)	_	-	0.78	1	_
鉛及びその化合物	(ng/m^3)	-	_	17	-	-

[※]上記の結果は、原則として年12回測定値の平均値

表3-3 環境基準達成状況

有害大気汚染物質	環 境 基 準	測定局	達成局	達成率 (%)	H21全国達成率 (%)
ベンゼン	年平均値が、3μg/m³以下であること	3	3	100	99.8
トリクロロエチレン	年平均値が、0.2mg/m³(200μg/m³)以下であること	3	3	100	100
テトラクロロエチレン	年平均値が、0.2mg/m³(200 μ g/m³)以下であること	3	3	100	100
ジクロロメタン	年平均値が、0.15mg/m³(150 μ g/m³)以下であること	3	3	100	100